平成２７年（フ）第３６０号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目13番９号（パープルタウン住吉Ａ棟201号）
破産者　興野　義江
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３号
福島県相馬市馬場野字寺内204番地
破産者　松本　咲子
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２７年（フ）第１９４３号
横浜市青葉区すみよし台５番地３　リバーサイドⅡ―107、開始決定時の住所横浜市緑区鴨居７丁目11番６号
破産者　菊永　　大
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５１１号
神奈川県海老名市東柏ケ谷５丁目１番31―101号
破産者　高木　威英
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１９号
広島県東広島市黒瀬町丸山260番地48
破産者　植村　泰明
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２号
香川県丸亀市垂水町2536番地３
破産者　原　由香里
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１６号
香川県仲多度郡琴平町五條590番地３
破産者　勝部加代子
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１６２１号
福岡市博多区吉塚６－５－29―301、住民票上の住所福岡市博多区吉塚４丁目４番３号
破産者　隈園万由美
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７３０号
福岡市早良区百道浜１丁目５番５―306号
破産者　井上　直子
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３４号
長野県飯山市大字飯山2931番地
破産者　徳竹　一孝
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５１９号
福岡県太宰府市大佐野６丁目２番10号ひまわりビル302号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区香椎６丁目８番33号
破産者　菊武　秀之
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６３８号
福岡県糟屋郡新宮町大字湊159番地１　ＢＥＬ　ＰＯＳＴＯＩ　201号
破産者　小長野　章
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０２号
香川県丸亀市川西町北1144番地６、住民票上の住所香川県丸亀市田村町808番地１グランビア　タムラＣ307号
破産者　亀田　　勉
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

免責許可決定

平成２８年（フ）第２３号
千葉県大網白里市富田1976番地４
破産者　若狭　義秀
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第５３２号
福岡県糸島市加布里78番地７
破産者　原田　尊志
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３号
北海道留萌市見晴町５丁目44番地
破産者　山内　　惠（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所留萌支部

平成２８年（フ）第７３号
山梨県北杜市大泉町西井出8566番地79
破産者　藤原　智巳
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３４１号
福岡市博多区住吉５丁目７番18号
破産者　吉瀬　妙子
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３８１号
福岡市城南区西片江２丁目16番11号、前住所福岡市城南区東油山４丁目15番16号
破産者　杉山　和夫
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部